別紙３

大里広域市町村圏組合
介護保険課　宛　FAX 048-527-1234

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
FAX 番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

質　問　書

質問事項
回答

別紙４

一次審査（書類）基準

○法人の評価
1 基本理念 地域包括支援センターを運営するに値する理念をもっているか。
2 運営実績 法人として介護サービスに関する運営実績はあるか。
3 法人経営体制 過去に県や市町から処分や指導を受けていないか。
4 財務状況 地域包括支援センターを運営するに足る十分な財源はあるか。
5 受託理由・意欲 地域包括支援センターを運営する理由と意欲があるか。
6 運営方針 地域包括支援センターを運営していく方針が明確にあるか。
○職員・事務所
7 職員確保 地域包括支援センター職員配置基準に該当する三職種として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（それぞれ準ずる者を含む）のほか、必要な人員（第２層生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、事務員等）の確保は可能か。また、職員の休職、退職等に、遅滞なく人員を確保できる体制が可能か。
8 職員の業務経験 三職種の実務経験や経歴は、地域包括支援センター職員として適当な人材か。
9 職員の研修体制 職員の専門知識の取得等、研修体制の確保が図られているか。
10 事務所の場所 事務所の設置場所は適当な場所となっているか。住民が利用しやすい環境か。（１階にある、駐車場があるなど）
11 事務所の広さ・設備 業務を行うに必要な広さの事務所と設備が確保されているか。（人員分の机、センター専用の電話回線等）
12 相談室の確保 相談室が独立又は隔離されていて、個人の秘密が守られているか。

○介護予防・日常生活支援総合事業/包括的支援事業
13 介護予防・日常生活支援総合事業、14 総合相談支援業務、15 権利擁護業務、16 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 センターが行う重要な業務の運営方法等、適切に対応できるか。
17 地域包括ケアシステム構築に向けた取組 地域包括ケアシステム構築に向けて、地域ケア会議、生活支援体制整備業務、認知症総合支援業務等、多職種や地域との連携のための取組み・体制が取れるか。
18 公正中立な運営の確保 地域包括支援センターは、保険者が運営するものを委託するものであり、保険者の立場で公正中立な運営を確保する体制が取れるか。
○その他
19 適正な予算及び事業計画 センターの運営に必要な予算が確保されているか。圏域の状況に対応した事業計画となっているか。
20 休日・夜間の緊急時の連絡体制 緊急時の連絡体制が確保されているか。
21 個人情報の保護 個人情報の取り扱いが安全かつ適切に管理できるか。
22 苦情処理対策 苦情に対する手順等、整備されているか。
23 指定介護予防支援事業所の管理者 指定介護予防支援事業所として、専従かつ常勤の管理者(三職種のうち１名が管理者を兼務することも可)が配置されているか。
24 介護予防サービス計画の作成 介護予防サービス計画を作成する際、保健師が中心となり、三職種が連携してケアプランを作成する体制が取れているか。
25 居宅介護支援事業所への委託 委託可能な居宅介護支援事業所へ委託する体制が整っているか。また、委託後の事業所への助言等、支援の体制が取れているか。
26 介護予防サービス事業所の選定 介護予防サービス計画を作成する際、特定の介護予防サービス事業所に偏らない体制が取れているか。
27 特記事項に対する評価 特記事項に記載されている内容について評価する。

別紙５

二次審査（プレゼンテーション）基準

審　　査　　項　　目	
１　地域包括ケアシステムの構築	地域包括ケアシステムの構築に向けて、どのような手法で行っていく方針か。
２　公正中立の確保	公正中立をどのように確保し、透明性の高い事業展開をするか。
３　緊急時の対応	緊急時にどのように対応し、利用者保護に資するか。
４　利用者意見の反映	利用者の意見等に対し、どのように対応し、改善を目指すのか。
５　職員の研修	職員の研修の考え方とともに、三職種等で、どのようにチームアプローチを実践していくのか、その考え方。
６　個人情報保護	利用者又は家族の個人情報をどのように保護していく方針か。
７　市町・組合との連携	市町及び組合とどのように連携を図り事業を展開していくか。